

本号の内容

- [2017年 AIPPI シドニー総会](#)
- [2018年 AIPPI カンクン総会](#)
- [AIPPI Bureau](#)
- [AIPPI Committees](#)
- [記事・解説](#)
- [政府機関 & NGO](#)
- [行事のお知らせ](#)

2017年 AIPPI シドニー総会

[シドニー総会のご報告](#)

Andrew Massie and Damon Henshaw (Sydney Congress Organising Committee)

シドニーの中心部、湾に面した壮麗な国際コンベンションセンターを会場として、創立120年の記念すべき総会が盛大に執り行われました。

開会セレモニーでは、参加者を魅了する先住民の演奏に続いて、IP オーストラリアの Patricia Kelly 長官、および WIPO の Francis Gurry 事務総長によるスピーチが行われました。

[続きを読む](#)

[シドニー総会で採択された決議](#)

Sarah Matheson (Reporter General of AIPPI)

2017年 AIPPI シドニー総会では、執行委員会において6件の決議が採択されましたが、そのうち以下の4件は2017年の議題に基づく決議です。

- ・特許「コンピュータ実施発明の特許適格性」
- ・商標「悪意の商標出願」
- ・一般「グラフィカルユーザインターフェースの保護」
- ・一般「金銭的救済の算定」

その他の2件は、本部 **Standing Committee (SC)** によるものです。

- ・「遺伝子特許」(SC「医薬・バイオテクノロジー」の **Subcommittee**「バイオテクノロジー・植物品種保護権」)
- ・「地理的表示および原産地名称の保護要件」(SC「地理的表示」)

採択された決議は、本部の[ウェブサイト](#)でご覧になれます。

これらの決議は、各国の当局や関連機関へ配布します。また、EPO、EUIPO、EAPOといった各国・地域の知財庁に加えて、WIPOやWTOへも送付します。

各部会におかれては、自国の関連省庁、知財庁、その他の関連機関へ、決議文を配布してください。これは、2017年の決議だけでなくAIPPIの通常の活動についてもPRできるよい機会です。

今回の決議（およびAIPPIでこれまでに採択した決議）は今後、内容的に関連があるパブリックコメントを提出する場合や、アミカスブリーフなどによってAIPPIとしての見解を表明すべき機会にも活用します。

[続きを読む](#)

[シドニー総会 - 実務者育成プログラム](#)

Sarah Matheson (Reporter General of AIPPI)

今回のシドニー総会においても、知財分野で注目されているさまざまなテーマを幅広く扱う実務プログラムが企画され、毎年人気のある **Pharma Day** をはじめ、これまでの「流れ」に沿って分類された各種のパネルセッションが開催されました。

[続きを読む](#)

[各 Standing Committee のレポート](#)

Sarah Matheson (Reporter General of AIPPI)

AIPPI 本部の各 Standing Committee (SC) の年次レポートは、Reporter General へ提出され、2017 年 AIPPI シドニー総会において全参加者に公開されたものであり、現在は[こちら](#)からもご覧になれます。

レポートには、シドニー総会までの 1 年間における各委員会による活動や影響、今後 1 年の計画などが記されています。

本部 SC の活動に関心があり参加してみたいという方は、自国の部会（または Independent Member の代表団）へお問い合わせください。

[続きを読む](#)

[Communications Committee のレポート](#)

[Membership Committee のレポート](#)

[AIPPI Congress News - 各号の電子版](#)

[2017 年 AIPPI シドニー総会の写真](#)

[ご意見をお聞かせください](#)

2018 年 AIPPI カンクン総会

カンクン総会の参加登録受付は、2018 年前半に開始します。お待ちください。

[スポンサー募集のご案内](#)

2018年のAIPPI総会は、9月にメキシコのカンクンで開催されます。

AIPPI総会は、世界各国からの参加者にPRできる絶好の機会です。今回は国際コンベンションセンター（ICC）だけでなく、Grand Fiesta Americana - Coral Beach Cancunホテルを参加者のために貸し切り、交流イベントの大部分もここで開催されます。AIPPI総会の公式会場が2カ所あるのは今回が初めてです。

カンクン総会のために用意したさまざまなアイテムや、さらには交流スペース、交流行事においても、貴所のロゴを表示できる、すばらしいチャンスです。詳しくは[こちら](#)でご確認ください。

2018年AIPPIカンクン総会が、長く記憶に残る総会となるよう、貴所からも貢献していただくには、早めの申込をお勧めします。

[続きを読む](#)

AIPPI Bureau

[アラブ首長国連邦にAIPPI部会を設立](#)

Olga Sirakova (Secretary General of AIPPI)

2017年10月14日の執行委員会において、新たにアラブ首長国連邦（UAE）に部会を設立する提案が承認されました。部会の創設メンバーとして、UAEにある14の法律事務所を代表して34名が参加しています。一年足らずで、部会が現実のものとなりつつあります。新部会の会員のみなさん、おめでとうございます。

[続きを読む](#)

[若者対象のフォーラム](#)

Marek Lazewski (First Deputy Secretary General)

シドニー総会の期間中に開催された第 1 回の若年会員向けイベントは、成功を収めることができました。

この Young AIPPI Forum は、国際総会での人脈作りは初めてという人々を力づけることを目的として開催しました。参加した若い会員のみなさんは、経験豊かな会員の手助けを受けながら、プロのトレーナーによる対話型セッションを体験しました。このワークショップを通じて、参加者は、人脈作りの能力を養う方法について学び、練習しました。その後、人脈作りのための懇親会が行われました。

[続きを読む](#)

[AIPPI 本部メンバーの異動](#)

John Bochnovic (Executive Director of AIPPI)

第 47 回 AIPPI 国際総会（シドニー総会）の終了後、2017 年 10 月 18 日付で Bureau メンバーの異動がありました。

（中略）

また、Laurent Thibon さんの **Secretary General** としての任期が正式に終了しました。7 年にわたり Bureau の一員として力を尽くしてくれたことに、感謝の想いで一杯です。本当にありがとうございました。

Bureau メンバーの一覧は[こちら](#)からご覧になれます。

[続きを読む](#)

[AIPPI が UNFCCC のオブザーバー機関に](#)

John Bochnovic (Executive Director of AIPPI)

AIPPI が、気候変動に関するパリ協定としてもよく知られている国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のオブザーバー機関として承認されました。このオブザーバーという地位によって AIPPI には、UNFCCC の会議、すなわち 2018 年 12 月 3 日～14 日にポーランドで開催される第 24 回締約国会議（COP24）に出席する代表者を任命する権利が

与えられます。

[続きを読む](#)

[Maria Bratsos さん退職のお知らせ](#)

John Bochnovic (Executive Director of AIPPI)

Maria Bratsos さんが、児童心理学者としての道を進むため、今年末をもって AIPPI 本部事務局 (GS) を去ることになり、温かく送り出したい気持ちと同時に、一抹の寂しさを感じています。Maria は、2002 年 4 月に事務局の一員となって以降、チューリッヒ大学および大学院で学ぶ傍ら、非常勤として仕事をしてきました。

[続きを読む](#)

AIPPI Committees

[AIPPI が COP23 に出席](#)

Guillaume Henry (SZLEPER HENRY Avocats - France)

AIPPI は、2017 年 11 月にドイツのボンで開催された、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の第 23 回締約国会議 (COP23) に出席しました。また、このたび 3 年に及ぶプロセスを経て、UNFCCC のオブザーバー機関として正式に認められました。なお COP23 には、Q198「知的財産と環境技術」SC 委員長の Guillaume HENRY が代表として出席しました。

[続きを読む](#)

記事・解説

[中国：反不正競争法の改正を 2018 年より施行](#)

Lei Fu (CCPIT Patent & Trademark Law Office -China)

概要

中国では、改正された反不正競争法が 2018 年 1 月 1 日に施行されます。1993 年に制定された同法が、改正されるのは今回が初めてです。今回の改正は、市場における新たな問題への対応強化、公正な取引慣行の促進、不正競争の厳罰化、現行法令との整合性の維持などを目的としています。

[続きを読む](#)

[フランス：欧州全体に及ぶ共同体意匠法廷の裁判権](#)

Laurine Janin-Reynaud (Duclos Thorne Mollet-Vieville & Associes - France)

[Nintendo Co. Ltd. v. BigBen Interactive GmbH / BigBen Interactive SA – Joined Cases C24/16 and C-25/16](#)

欧州連合司法裁判所 (CJEU) による 2017 年 9 月 27 日の判決では、共同体意匠理事会規則 (No.6/2002) の第 82 条(1) (被告の住所地) に基づいて、侵害訴訟を裁定する共同体意匠法廷には、ある EU 加盟国の領域内で実行された侵害または侵害の恐れがある行為に関して裁判権を有するとともに、その加盟国に住所を有していない被告がいる場合に関しても裁判権を有すると判示しています。

[続きを読む](#)

[メキシコ：産業財産制度の改正法案](#)

Kiyoshi Tsuru (TMI Abogados - Mexico)

2017 年 4 月 26 日、産業財産法の改正案が上院に提出されました。この法案は、工業意匠、発明の登録手続、原産地名称、地理的表示という 4 つの分野で大幅な改正を行うものであり、以下にそれぞれの要点をまとめてみました。

[続きを読む](#)

[ポルトガル：医薬特許に関する強制仲裁](#)

Gonçalo De Sampaio (E. DIAS COSTA, LDA - Portugal)

ポルトガルでは近年、特許権者と後発医薬品メーカーとの紛争を解決するための、仲裁を義務付ける法規定によって、医薬特許訴訟の分野で大きな変化が起きています。

市場規模を考えれば、以前は、常に複数の特許訴訟が係争中であると言えたのですが、2012年以降、その状況が大きく変わりました。

[続きを読む](#)

[英国：ED治療のためのタダラフィルの用法用量特許は自明](#)

Jennifer Jones, Audrey Horton (Bird & Bird - UK)

イングランド・ウェールズ控訴院は「自明の試み」を主張する路線について、精細なものになり過ぎていることを警告した上で、所定の前臨床試験や臨床試験を伴う場合は、その所定手順の一部として実施されるはずのことに進歩性があるとは考えにくいという見解を示しました。

[続きを読む](#)

[英国：Actavis 判決に基づく初の司法解釈：通常解釈と目的論的解釈は同じ、均等物による予期は適用せず](#)

Christopher de Mauny (Bird & Bird - UK)

イングランド・ウェールズ高等法院は、Mylan v Yeda and Teva EWHC 2629 (Pat) 事件において、Actavis vs Eli Lilly 事件の最高裁判決が適用される、初めての実質的な判決を下しました。比較的簡潔ではあるものの、Arnold 判事による「通常解釈」の扱い方や、変形例あるいは均等物についての考察は、読み応えがあります。

[続きを読む](#)

[米国：特許訴訟の裁判地移転に関する規則の安定化](#)

Kelly G. Hyndman (Sughrue Mion, PLLC - USA)

米国における特許訴訟では、特許侵害訴訟をどこの裁判所で行うかの判断が、戦略として重要です。特許訴訟の裁判地に関する規則は、裁判地に関する法規定の重要な問題点について、裁判所によって異なる見解が出されたことで流動化しています。

[続きを読む](#)

政府機関 & NGO

[EUIPO - ネット上でのビジネスモデルによる知的財産権侵害に関する調査研究 - フェーズ 2 \(IBM2\)](#)

2016年12月から2017年1月までの2カ月間に、EUの4つの加盟国において、27,000店を超えるネットショップが、商標を侵害する商品を販売した可能性があります。欧州連合知的財産庁（EUIPO）が2017年10月24日に発表した新たなレポートによれば、これらのうちの21,000店以上が、すでに取得されていたドメイン名を使用していたということです。

[続きを読む](#)

SME case studies [中小企業に関する事例研究](#)

EPOでは、特許権やその他の知的財産権を活用してビジネスを成功させている、欧州の中小企業に関する事例研究を実施しました。

この事例研究では、さまざまな業界や技術部門で事業をしている、さまざまな国の中小企業に対し、知的財産戦略や基本的なビジネスモデルについてインタビューを行い、年数の浅い企業から、定評のある企業まで、彼らが、必要な知財管理能力をどのように養い、どのように知財を活かしているかを明らかにしています。

詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

[続きを読む](#)

行事のお知らせ

[2017年汎欧州知的財産サミット](#)

450名を超える実務者が集い、知財分野における最もタイムリーなテーマや、EUにおける特許、著作権、商標、意匠、新技術などに関する改革について議論する、ハイレベルな会議です。

この2日間にわたる会議では、知財分野のトレンドについて世界各国の専門家と話し合い、新たな発想によるパネルディスカッションに参加し、新技術が知財に及ぼす影響について学ぶことができます。

100名を超える講師と、各国から400名を超える代表団が参加し、知財に関する30を超える[注目のテーマ](#)について、ワークショップ、マスタークラス、そして全体会合において話し合います。

[続きを読む](#)

[Managing IP 国際特許フォーラム 2018](#)

2017年のフォーラムは、300名を超える特許・知財の実務者に参加いただき大成功を収めました。今回も、3月7日、8日にロンドンで開催される第8回 Managing IP 国際特許フォーラムへ、AIPPI会員の皆様をご招待します。

- インハウスの弁理士・弁護士の AIPPI 会員は、無料**
- 法律事務所の AIPPI 会員は、£895 + VAT (通常は£1295) **

[続きを読む](#)

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。